

令和5年度  
第3回社会福祉審議会資料

令和6年2月

## 目 次

### 審議事項

- ア 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（令和6年度当初分）協議優先順位  
について . . . P 1
- イ 子ども・子育て支援施設整備交付金の国庫補助協議について . . . P 7
- ウ 鳥取県次世代育成支援対策施設整備費補助金（令和6年度当初分）の  
国庫補助協議について . . . P 10

### 報告事項

- ア 就学前教育・保育施設整備交付金により施設整備を行う保育所等について . . . P 16
- イ シン・子育て王国とっとり計画の策定について . . . P 19
- ウ 児童施設内での死亡事案の再検証の状況について 【当日配布】
- エ 平成30年12月に発生した県立皆成学園入所児童の死亡事案の検証について . . . P 23
- オ 令和6年度当初予算案（主要項目）について 【当日配布】

## 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（令和6年度当初分）協議優先順位について

ささえあい福祉局孤独・孤立対策課、障がい福祉課

令和6年度当初予算における施設整備費補助金の国庫協議にあたり、その優先順位をお諮りするものです。

### 1 令和6年度社会福祉施設等施設整備費補助金の優先順位について

令和5年度第2回社会福祉審議会でお諮りしている「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議優先順位設定基準」に基づき、下記のとりの優先順位とする。なお、事業費の詳細については、別添資料1のとおりであるが、国、事業者との協議により、今後、変更が生じる場合もある。

記

整備区分 S（社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等） ⇒ 該当は 6 件

優先順位	法人名	提供(予定)サービス	整備区分	強度・重度の受入(定員増加数)・改修内容	面積 (㎡)
1	社会福祉法人博愛会 (サテライトときぞう)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活援助</li> <li>・生活介護</li> <li>・短期入所</li> <li>・就労継続支援 A 型</li> <li>・就労継続支援 B 型</li> <li>・相談支援</li> </ul>	創設	+ 7 [ 強度 2 ] [ 重度 5 ]	654
2	社会福祉法人遊歩 (第2 吾亦紅)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護</li> <li>・短期入所</li> </ul>	創設	+ 5 [ 強度 2 ] [ 重度 3 ]	374
3	社会福祉法人ぱれっと (グループホームぱれっと) ※令和5年度国補正協議中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活援助</li> </ul>	創設	+ 4 [ 強度 2 ] [ 重度 2 ]	253
4	公益社団法人青年海外協力隊 (多世代交流拠点 「JOCA Nanbu GOTCHA」) ※令和5年度国補正協議中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護</li> <li>・就労継続支援 A 型</li> </ul>	創設	+ 2 [ 強度 0 ] [ 重度 2 ]	283
5	公益社団法人青年海外協力隊 (J's グループホーム南部) ※令和5年度国補正協議中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活援助</li> </ul>	創設	+ 2 [ 強度 0 ] [ 重度 2 ]	280
6	社会福祉法人敬仁会 (ゆりはま大平園)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護施設</li> </ul>	大規模修繕	多床室の個室化 等	3,909

※基準～抜粋～

(1)①強度行動障がい者、②重度障がい者（生活介護、グループホーム、短期入所に限る）を対象とする定員を増加させる整備。（①、②の順で優先とする。定員が同数の場合は面積の大きい順とする。）(2) ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修整備。

整備区分 A（定員を増加させる整備） ⇒ 該当 1 件

優先順位	法人名	提供（予定）サービス	定員増加数	整備区分
7	社会福祉法人希望の家 (グループホーム希望の家)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活援助</li> <li>・短期入所</li> </ul>	+ 6 [ 共同生活援助：5 人 ] [ 短期入所：1 人 ]	創設

整備区分 B（定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備） ⇒ 該当は 2 件

優先順位	法人名	提供（予定）サービス	整備区分
8	特定非営利活動法人あいぼりい (グループホームあいぼりい) ※令和 5 年度国補正協議中	・共同生活援助	大規模修繕 (バリアフリー化工事)
9	社会福祉法人みのり福祉会 (サンジュエリー) ※令和 5 年度国補正協議中	・生活介護 ・短期入所	大規模修繕 (空調機器の更新)

※基準～抜粋～

- (1)安全確保のために早急に改修が必要となる改修等。
- (2)利用者の処遇改善のために必要となる修繕等。
- (3)(1)、(2)以外の修繕等。

※令和 5 年度国補正で上位の事業者が採択された場合は、下位の事業者の順位をそれぞれ繰り上げる。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議優先順位設定基準

令和5年11月16日  
ささえあい福祉局障がい福祉課

I 目的

令和6年度分社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議の実施に当たり、満たすべき基準の整理と、優先順位を付すための県基準を定める。(今後の国庫協議方針は現時点で不明であるが、一県当たりの協議数制限又は予算制限が設定された場合は、本基準により優先順位の高いものから国庫協議を行うこととする。なお、令和5年度に国の補正予算で本国庫補助金が措置された場合も本基準を適用するものとする。)

II 選定方法

国が設定している選定対象施設の基準を満たす事業について、県施策として優先すべき基準により国庫協議を行う事業の優先順位を付す。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議の実施に当たり、県の優先順位を付す必要があるため、国が示している留意事項及び県施策として優先すべき基準により国庫協議を行う事業の優先順位を付す。

1 県優先項目

整備区分	優先項目	理由
S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等	(1) ①強度行動障がい者、②重度障がい者(生活介護、グループホーム、短期入所に限る)の定員を増加させる整備。(①、②の順で優先とする。)	入所施設、病院、自宅からの移行ニーズ及び在宅生活の支援のため、現在不足している地域の受け皿となる環境の整備が緊急的に必要であるため。
	(2) ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修整備。	ウイルス性感染症の感染拡大防止のため、現在1部屋を2人以上で利用している居室の改修を推奨する。
	(3) 施設の防災・減災の観点から、①建築基準法に基づく耐震化基準に満たない施設等の耐震化整備、②災害による停電時の電源確保のための非常用自家発電設備整備、③災害による断水時に、飲料水・生活水の確保の必要性が高い入所施設等の給水設備、④洪水浸水想定区域及び地すべり防止区域等危険区域に所在する施設の移転改築整備、⑤安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀の改修整備、⑥グループホームにスプリンクラーを設置する大規模改修を行うもの。(消防法上の設置義務のある事業所に限る。定員・面積の多い施設を優先する。)(①、②、③、④、⑤、⑥の順で優先とする。)	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)において、社会福祉施設等は、耐震化整備、ブロック塀の改修、水害対策強化及び非常用自家発電設備整備を行うこととされ、緊急的に対応が必要であるため。 また、消防法施行令改正により既存グループホームのうち支援区分の高い者が大半を占めるグループホームにスプリンクラー設置義務が生じたことによる。
	(4) 地域生活支援拠点に位置づけられる施設整備に係る経費。(定員・面積の多い施設を優先する。)	障がい者の重度化等や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じて整備し、障がい者の生活を地域全体で支える仕組みを構築する必要があるため。

整備区分	優先項目	理由
A 定員を増加させる整備	(1) 圏域におけるサービス提供体制（定員数）の、県障害福祉計画の整備計画達成率がより低いサービスの整備。（1件順位を決定する度に、その整備が行われたものとして計画達成率を再計算する。）	圏域において不足しているサービスを充足させるため。
	(2) ①重度障がい者（S(1)②で対象の施設以外）、②精神障がい者（グループホームに限る）を対象とするもの。（①、②の順で優先とする。）	重度障がい者、精神障がい者の地域移行を促進するため。
	(3) 増加する定員がより多いもの。	地域における受け皿の拡大。
	(4) 市町村におけるサービス提供体制（定員数）の、県障害福祉計画の整備達成率がより少ないサービスの整備。	市町村において不足しているサービスを充足させるため。
	(5) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。	事業の公平性を確保するため。
	(6) 整備予定が、合併前の旧4市以外に位置するもの。	
B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備	(1) 安全確保のために早急な改修が必要となる修繕等。	利用者への影響の大きさを踏まえ、より必要性の高い事業を優先的に扱う。
	(2) 利用者の処遇改善のために必要となる修繕等。	
	(3) (1)、(2)以外の修繕等。	
	(4) 入所施設又は居住サービス事業所である。	
	(5) ①強度行動障がい者、②重度障がい者を対象とするもの。（①、②の順で優先とする。）	
	(6) 耐用年数に対する経過年数の割合が高いもの。	
	(7) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。	

## 2 協議順位の決定方法

### (1) 整備区分の優先順位

「S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等」を最優先する。次に「A 定員を増加させる整備」、その次に「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」の優先順位とする。ただし、「A 定員を増加させる整備」について、圏域における現状のサービス提供体制（定員数）が県障害福祉計画による計画値以上である場合は「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」より後順位とする。

※既に事業を実施しており移転するための整備を行う場合、移転前後で定員の増加がなければ「定員を増加させる整備」には含まない。ただし、事業実施希望取りまとめ時点では事業を実施しておらず、施設整備までの間、一時的に借家等により事業を開始することにより圏域における定員を増加させ、整備後に移転する計画である場合は、移転時に定員の増加がなくとも「定員を増加させる整備」として取り扱う。

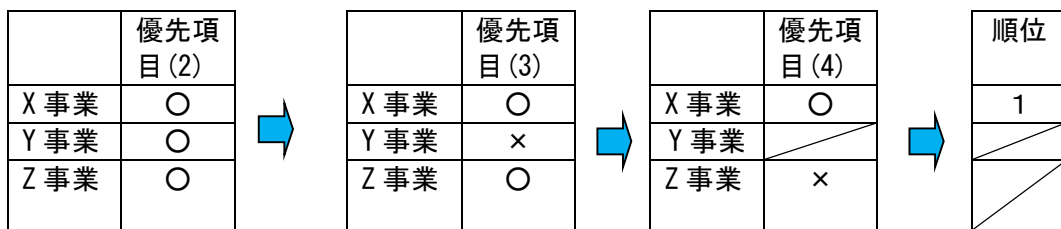
### (2) 整備区分内での優先順位

ア 「S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等」の整備区分の中で複数の申請がある場合の優先順位は項目(1)、(2)、(3)、(4)の順とし、さらに項目の中で複数の申請がある場合は、定員の多い順、定員が同数の場合は面積の大きい順とする。

イ 「A 定員を増加させる整備」、「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」それぞれの整備区分の中で複数の申請がある場合の優先順位は、整備区分それぞれの優先項目(1)、(2)、(3)・・・の順に、より上位の項目を満たすものを優先し、順位を決定する。

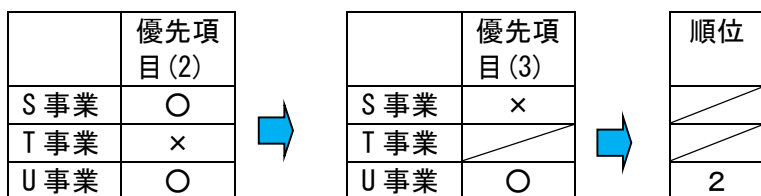
<例>

Aの優先項目(1)について、東部圏域のグループホームが、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制の達成率が最も低く、東部圏域のグループホームの整備をX、Y、Zが希望している場合。



上図のとおり段階的に(2)、(3)・・・とし、各段階の項目を順次満たしたXが1位と決定。1位となったXの整備を行なったものとして、東部圏域のグループホームの県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制の達成率を修正。

これにより、中部圏域の生活介護が、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制の達成率が最も低くなり、中部圏域の生活介護の整備をS、T、Uが希望している場合。



同様に、段階的に(2)、(3)・・・とし、各段階の項目を順次満たすU事業を2位と決定。2位となったUの整備を行ったものとして、中部圏域の生活介護の県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制の達成率を修正し、その後は、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制が一番低いものを優先とする。

【参考】令和4年3月10日付厚生労働省社会・援護局事務連絡

＜優先順位を付す際の指標＞

- ア 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備(耐震化のための改築、老朽化による改築等)を行うもの
- イ 災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備の整備を行うもの
- ウ 災害による断水時に、飲料水・生活水の確保の必要性が高い入所施設等において給水設備の整備を行うもの
- エ 洪水浸水想定区域(水防法第十四条)等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの
- オ 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀(以下「ブロック塀等」という。)の改修整備を行うもの
- カ 国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うもの
- キ ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修等を行うもの
- ク 長期入院精神障害者など障害のある方が地域の一員として安心して生活できる環境作りのための共同生活援助(以下「グループホーム」という。)や就労支援事業所等の整備を図るもの
- ケ 「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」(平成17年10月5日)1の(10)に定めるグループホーム改修整備を活用し、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修工事を行うもの
- コ 平成25年12月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの
- サ アスベストの除去等の整備を図るもの
- シ 利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島等においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの
- ス 「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について(留意事項)」(平成19年12月26日医政総発第1226001号、雇児母発第1226001号、障害発第1226001号、保医発第1226001号)を踏まえた医療型障害児入所施設の整備を図るもの
- セ 児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るもの
- ソ 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成29年3月31日厚生労働省告示第116号。以下「基本指針」という。)を踏まえ、重症心身障害児及び医療的ケア児が、身近な地域で支援を受けられるように障害児通所支援の充実を図るもの
- タ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた観点から、地域で安心して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備(以下「地域生活支援拠点整備」という。)を図るもの
- チ 文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの
- ツ 利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの
- テ 障害児入所施設に入所する18歳以上の者(過齢児)が成人期に相応しい環境で適切な支援を受けられるようにするため、障害者支援施設への転換するための改修など、障害福祉サービス施設・事業所等の施設基準を満たすための整備を行うもの



## 子ども・子育て支援施設整備交付金の国庫補助協議について

子育て王国課

市町村が実施する放課後児童クラブ及び病児保育施設の施設整備に係る国庫補助（子ども・子育て支援整備交付金）の協議にあたり、対象施設の選定に係る妥当性及び選定基準との整合性について、審議をお願いします。

### 【令和6年度基本的整備方針及び選定基準】

※令和6年度の基本的整備方針及び選定基準は発出されていないが、令和5年度と同内容であることをこども家庭庁に確認済。

#### 1. 令和5年度基本的整備方針について

次のような整備事業を優先的に採択するものとする。

##### (1) 放課後児童クラブの整備について

- ① 放課後児童クラブ未設置市町村における創設のための整備
- ② 「新・放課後子ども総合プラン」の推進のため、放課後子供教室と一体となって実施することとされている放課後児童クラブの創設等のための整備
- ③ 1支援単位当たりの登録児童数が71人以上のクラブにおいて、その規模を改善するために行う整備
- ④ 既存クラブの受入枠の拡大に繋がる整備
- ⑤ 既存クラブの耐震化に対応するための整備
- ⑥ アスベスト処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
- ⑦ 木材利用の積極的活用を図る整備

なお、1支援単位当たりの登録児童数が整備後も71人以上となるクラブについては、協議の対象外とする。

##### (2) 病児保育施設の整備について

- ① 病児保育施設未設置市町村における創設のための整備
- ② 既存病児保育施設の受け入れ枠の拡大につながる整備

#### 2. 協議対象施設について

1の基本的整備方針、「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）」、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）」等を踏まえられたい。

##### ① 選定基準

協議対象施設について、次の基準に照らして十分な審査を行われたい。

##### ア 市町村の整備計画

協議対象施設について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき定めた市町村子ども・子育て支援事業計画において、具体的に記載されていることを確認すること。

また、別表1の4基準額欄但し書きにより整備を行う場合には、あわせて次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定に基づき市町村が策定する市町村行動計画において、整備予定の放課後児童クラブが放課後子供教室と一体的に実施されるものとして、記載されていることを確認すること。

##### イ 事業実施の担保

市町村が、本交付金を財源の一部として、社会福祉法人等に対して補助金を交付する事業については、間接補助先となる社会福祉法人等の役員構成、資金計画等が適正で、当該施設の整備はもとより、健全で安定した法人運営が可能であることを確認すること。

##### ウ 用地確保状況の把握

契約書等の権利関係を示す客観的資料により建設用地の確保が確実であること。

##### エ 民間補助金との調整

協議対象施設整備が民間補助金の申請と重複しないこと。

令和6年度放課後児童クラブの施設整備について

1 放課後児童クラブ

(単位：千円)

工事区分	施設名 (支援の単位ごと)	整備年度	整備予定地	設置主体	補助対象事業費 (見込み)	補助の内訳(見込み) []内は負担割合			事業計画の概要	※選定基準		
						国費	県費	市町村費		ア	イ	エ
改築	大栄こども学級A	令和6年度	北栄町由良宿 223番地2	北栄町	31,298	10,432	10,432	10,434	大栄こども学級A、大栄こども学級Bについて、施設の耐震化に対応するための移転整備を行う。 <整備内容> 現在は中央公民館大栄分館内にある大栄こども学級A、大栄こども学級Bについて、大栄小学校横の体育館を解体撤去して、同地(町営地)へ新たに建物を建設し、こちらへ移転する。 (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート1階建 (2) 利用定員 各40人ずつ(移転前と変更なし) (3) 施設面積 延床面積 290.0㎡ 大栄こども学級A 84㎡ 大栄こども学級B 84㎡ (4) スケジュール 着手時期：令和6年7月 完成時期：令和7年3月 開所時期：令和7年4月 (工事期間中も各クラブの活動場所は中央公民館大栄分館を使用し、移転整備完了後に解体撤去する。)	○	－	○
	大栄こども学級B					10,432	10,432	10,434		○	－	○

※選定基準 ア：市町村整備計画、イ：事業実施の担保、ウ：用地確保状況の把握、エ：民間補助金との調整

【工事費及び対象経費について】

・今回工事における全体の工事費は140,000千円である。補助対象事業費は、大栄こども学級A、大栄こども学級Bともに31,298千円(国基準上限額)となる(令和5年度単価)。

<参考>放課後児童クラブの支援単位

支援の単位は、放課後児童クラブにおける支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。(厚生労働省「放課後児童健全育成事業実施要綱」)

## 2 病児保育施設

(単位：千円)

工事区分	施設名 (支援の単位ごと)	整備年度	整備 予定地	設置 主体	補助対象事業費 (見込み)	補助の内訳(見込み) []内は負担割合				事業計画の概要	※選定基準			
						国費	県費	市町村 村費	設置者		ア	イ	ウ	エ
創設	アロハ病児 保育室(仮 称)	令和6年度	東伯郡湯梨 浜町はわい 長瀬549 番地15	医療法人紡 (つむぎ)	47,238	14,171 [3/10]	14,171 [3/10]	14,172 [3/10]	4,724 [1/10]	現在、中部地区で広域利用ができる施設が1つ(倉吉市内のさくら園)で、時期によって定員超過の状態が続いているため、新たに病児保育施設を創設する。 <整備内容> (1) 建物の構造 木造モルタル造 (2) 利用定員 3人(最大6人) (3) 施設面積 108.40㎡ (4) スケジュール 着手時期：令和6年4月 完成時期：令和6年12月 開所時期：令和7年1月	○	○	○	○

※選定基準 ア：市町村整備計画、イ：事業実施の担保、ウ：用地確保状況の把握、エ：民間補助金との調整

### 【工事費及び対象経費について】

- ・今回工事における全体の工事費は60,324千円である。
- ・補助対象事業費は、本体工事費42,509千円(国基準上限額)及び設計料加算2,125千円(国基準上限)と、環境改善加算5,015千円の国基準額のうち必要経費の2,604千円を合計した47,238千円である(令和5年度単価)。

# 審議事項ウ

## 鳥取県次世代育成支援対策施設整備費補助金（令和6年度当初分）の国庫補助協議について

子ども発達支援課

令和6年度当初予算における施設整備費補助金の国庫協議にあたり、「次世代育成支援対策施設整備費補助金の国庫補助協議の優先順位設定基準」に基づき、下記のとおり申請することについてお諮りするものである。

なお、事業費の詳細については参考資料のとおりであるが、国、事業者との協議により、今後、変更になる場合がある。

また、当該施設整備事業は第2回社会福祉審議会においてお諮りしたものであるが、国から令和5年度国補正に係る国庫補助協議では対象外であり、令和6年度当初分に係る国庫補助協議での対応を検討するよう指示があったことを併せて報告する。

記

**整備区分 S**（社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等） ⇒ 該当なし

**整備区分 A**（定員を増加させる整備） ⇒ 該当1件

優先順位	法人名	施設名	提供（予定）サービス	整備区分	備考
1	株式会社 B B 3	スイッチーズ 3 come（仮）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後等デイサービス</li> <li>・児童発達支援</li> <li>・保育所等訪問支援</li> </ul>	創設	定員0名→10名

※基準～抜粋～

- (1)圏域における県障害児福祉計画のサービス見込量に対する現サービス提供体制達成率（以下「整備計画達成率」という。）がより低いサービスの整備。（1件順位を決定する度に、その整備が行われたものとして整備計画達成率を再計算する。）
- (2)重度の障がい児（S(1)②で対象の施設以外）を対象とするもの。
- (3)増加する定員がより多いもの。
- (4)市町村における整備計画達成率がより低いサービスの整備。
- (5)過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。
- (6)整備予定が、合併前の旧4市以外に位置するもの。

**整備区分 B**（定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備） ⇒ 該当2件

優先順位	法人名	施設名	提供（予定）サービス	整備区分	備考
2	株式会社 B B 3	スイッチーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後等デイサービス</li> <li>・児童発達支援</li> <li>・保育所等訪問支援</li> </ul>	改築	定員10名→10名
3	株式会社 B B 3	スイッチーズ 2 come	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後等デイサービス</li> <li>・児童発達支援</li> <li>・保育所等訪問支援</li> </ul>	改築	定員10名→10名

※次世代育成支援対策施設整備事業に係る実施希望状況調査票の概要

- ・本計画は既存の放課後等デイサービス2施設（スイッチーズとスイッチーズ 2come）を移転、および新たに放課後等デイサービス（仮称：スイッチーズ 3come）1施設を追加し、計3施設を新築建屋で一体的に運営することを目的に行う。
- ・現在運営している2施設は、工業用建屋を改築したものであるため、二階に上がる階段の傾斜勾配が通常より急角度であり、肢体不自由のある利用者が不便を感じている。
- ・新築建屋での一体的な運営により療育体制の更なる強化が図られる他、バリアフリーと十分な安全性を実現することができ、利用者の利便性向上と職員の職場環境改善に繋がる。

## 参考資料 1

### 次世代育成支援対策施設整備費補助金（令和 5 年度国補正分）の国庫補助協議について

子ども家庭部子ども発達支援課

令和 5 年度国補正における施設整備費補助金の国庫協議にあたり、本会でお諮りしている「次世代育成支援対策施設整備費補助金の国庫補助協議の優先順位設定基準」に基づき、下記のとおり申請することについてお諮りするものである。

なお、国補正による本事業の実施が無かった場合、当該申請に係る決議は無効とする。

また、事業費の詳細については参考資料のとおりであるが、国、事業者との協議により、今後、変更になる場合がある。

#### 記

**整備区分 S**（社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等） ⇒ 該当なし

**整備区分 A**（定員を増加させる整備） ⇒ 該当は 1 件

優先順位	法人名	提供（予定）サービス	整備区分	備考
1	株式会社 B B 3	・放課後等デイサービス ・児童発達支援 ・保育所等訪問支援	創設（新設）	定員 20 名 → 30 名

#### ※基準～抜粋～

- (1) 圏域における県障害児福祉計画のサービス見込量に対する現サービス提供体制達成率（以下「整備計画達成率」という。）がより低いサービスの整備。（1 件順位を決定する度に、その整備が行われたものとして整備計画達成率を再計算する。）
- (2) 重度の障がい児（S(1)②で対象の施設以外）を対象とするもの。
- (3) 増加する定員がより多いもの。
- (4) 市町村における整備計画達成率がより低いサービスの整備。
- (5) 過去 3 年間ににおける県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。
- (6) 整備予定が、合併前の旧 4 市以外に位置するもの。

#### ※次世代育成支援対策施設整備事業に係る実施希望状況調査票の概要

- ・本計画は既存の放課後等デイサービス 2 施設（スイッチーズとスイッチーズ 2come）を移転、および新たに放課後等デイサービス（仮称：スイッチーズ 3come）1 施設を追加し、計 3 施設を新築建屋で一元的に運営することを目的に行う。
- ・現在運営している 2 施設は、工業用建屋を改築したものであるため、二階に上がる階段の傾斜勾配が通常より急角度であり、肢体不自由のある利用者が不便を感じている。
- ・新築建屋での一元的な運営により療育体制の更なる強化が図られる他、バリアフリーと十分な安全性を実現することができ、利用者の利便性向上と職員の職場環境改善に繋がる。

**整備区分 B**（定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備） ⇒ 該当なし

次世代育成支援対策施設整備費補助金（障害児施設等）の  
国庫補助協議の優先順位設定基準

令和5年11月16日

子ども家庭部子ども発達支援課

I 目的

令和6年度分次世代育成支援対策施設整備費補助金の国庫補助協議の実施に当たり、満たすべき基準の整理と、優先順位を付すための県基準を定める。（現時点では国庫補助協議方針は不明であるが、一県当たりの協議数制限又は予算制限が設定された場合は、本基準により優先順位の高いものから国庫補助協議を行うこととする。なお、令和5年度に国の補正予算で本国庫補助金が措置された場合も本基準を適用するものとする。）

II 選定方法

国が設定している選定対象施設の基準を満たす事業について、国が示している留意事項（優先順位を付す際の指標）を参考に県施策として優先すべき項目を設定し、国庫補助協議を行う事業の優先順位を付す。

1 県優先項目

整備区分	優先項目	理由
S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等	(1)①強度行動障がい児、②重度の障がい児（放課後等デイサービス、短期入所に限る）の定員を増加させる整備。（①、②の順で優先とする。）	入所施設、病院、自宅からの移行ニーズ及び在宅生活の支援のため、現在不足している地域の受け皿となる環境の整備が緊急的に必要であるため。
	(2) ウイルス感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修整備。	ウイルス感染症の感染拡大防止のため、現在1部屋を2人以上で利用している居室の改修を推奨する。
	(3) 施設の防災・減災の観点から、①建築基準法に基づく耐震化基準に満たない施設等の耐震化整備、②災害による停電時の電源確保のための非常用自家発電設備整備、③災害による断水時に、飲料水・生活水の確保の必要性が高い入所施設等の給水設備、④洪水浸水想定区域及び地すべり防止区域等危険区域に所在する施設の移転改築整備、⑤安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀の改修整備、⑥障害児入所施設にスプリンクラーを設置する大規模改修を行うもの。（消防法上の設置義務のある事業所に限る。定員・面積の多い施設を優先する。）（①、②、③、④、⑤、⑥の順で優先とする。）	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）において、社会福祉施設等は、耐震化整備、ブロック塀の改修、水害対策強化及び非常用自家発電設備整備を行うこととされ、緊急に対応が必要であるため。 また、消防法施行令改正により既存障害児入所施設にスプリンクラー設置義務が生じたことによる。
A 定員を増加させる整備	(1) 圏域における県障害児福祉計画のサービス見込量に対する現サービス提供体制達成率（以下「整備計画達成率」という。）がより低いサービスの整備。（1件順位を決定する度に、その整備が行われたものとして整備計画達成率を再計算する。）	圏域において不足しているサービスを充足させるため。
	(2) 重度の障がい児（S(1)②で対象の施設以外）を対象とするもの。	重度の障がい児の地域移行を促進するため。

	(3) 増加する定員がより多いもの。	地域における受け皿の拡大。
	(4) 市町村における整備計画達成率がより低いサービスの整備。	市町村において不足しているサービスを充足させるため。
	(5) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。	事業の公平性を確保するため。
	(6) 整備予定が、合併前の旧4市以外に位置するもの。	
B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備	(1) 安全確保のために早急な改修が必要となる修繕等。	利用者への影響の大きさを踏まえ、より必要性の高い事業を優先的に扱う。
	(2) 利用者の処遇改善のために必要となる修繕等。	
	(3) (1)、(2)以外の修繕等。	
	(4) 障害児入所施設である。	
	(5) ①強度行動障がい児、②重度の障がい児を対象とするもの。(①、②の順で優先とする。)	
	(6) 耐用年数に対する経過年数の割合が高いもの。	
	(7) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。	

## 2 協議順位の決定方法

### (1) 整備区分の優先順位

「S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等」を最優先する。次に「A 定員を増加させる整備」、その次に「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」の優先順位とする。ただし、「A 定員を増加させる整備」について、圏域における現状のサービス提供体制(定員数)が県障害児福祉計画によるサービス見込量以上である場合は「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」より後順位とする。

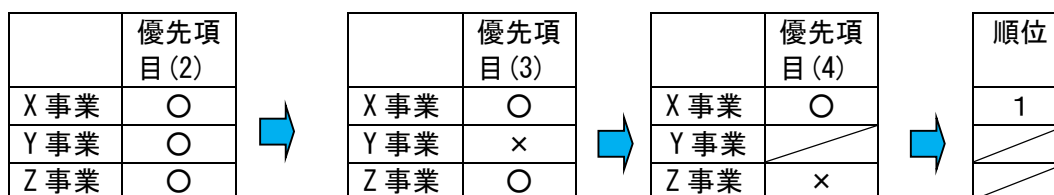
※既に事業を実施しており移転するための整備を行う場合、移転前後で定員の増加がなければ「定員を増加させる整備」には含まない。ただし、事業実施希望取りまとめ時点では事業を実施しておらず、施設整備までの間、一時的に借家等により事業を開始することにより圏域における定員を増加させ、整備後に移転する計画である場合は、移転時に定員の増加がなくとも「定員を増加させる整備」として取り扱う。

### (2) 整備区分内での優先順位

ア 「S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等」の整備区分の中で複数の申請がある場合の優先順位は項目(1)、(2)、(3)の順とし、さらに項目の中で複数の申請がある場合は、定員の多い順、定員が同数の場合は面積の大きい順とする。

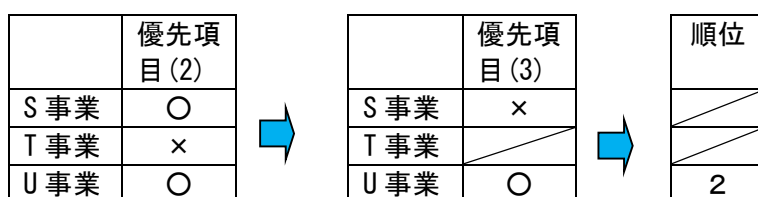
イ 「A 定員を増加させる整備」、「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」それぞれの整備区分の中で複数の申請がある場合の優先順位は、整備区分それぞれの優先項目(1)、(2)、(3)・・・の順に、より上位の項目を満たすものを優先し、順位を決定する。

＜例＞Aの優先項目(1)について、東部圏域の放課後等デイサービスにおける整備計画達成率が最も低く、東部圏域の放課後等デイサービスの整備をX、Y、Zが希望している場合。



上図のとおり段階的に(2)、(3)・・・とし、各段階の項目を順次満たしたXが1位と決定。1位となったXの整備を行なったものとして、東部圏域の障害児通所施設における整備計画達成率を修正。

これにより、中部圏域の児童発達支援における整備計画達成率が最も低くなり、中部圏域の児童発達支援の整備をS、T、Uが希望している場合。



同様に、段階的に(2)、(3)・・・とし、各段階の項目を順次満たすU事業を2位と決定。

2位となったUの整備を行ったものとして、中部圏域の児童発達支援における整備計画達成率を修正し、その後は整備計画達成率が一番低いものを優先とする。



## 【参考】次世代育成支援対策施設整備協議書

### ＜優先順位を付す際の指標＞

- ア 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備(耐震化のための改築、老朽化による改築等)を行うもの
- イ 災害による停電時に電源確保の必要性が高い障害児入所施設において非常用自家発電設備の整備を行うもの
- ウ 災害による断水時に、飲料水・生活用水の確保の必要性が高い障害児入所施設において給水設備の整備を行うもの
- エ 洪水浸水想定区域(水防法第十四条)等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、障害児入所施設において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの
- オ 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀(以下「ブロック塀等」という。)の改修整備を行うもの
- カ 国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うもの
- キ ウイルス感染症等の感染拡大を防止する観点から、障害児入所施設において多床室の個室化改修等を行うもの
- ク 平成 25 年 12 月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの
- ケ アスベストの除去等の整備を図るもの
- コ 利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島等においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの
- サ 「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について(留意事項)」(平成 19 年 12 月 26 日医政総発第 1226001 号、雇児母発第 1226001 号、障障発第 1226001 号、保医発第 1226001 号)を踏まえた医療型障害児入所施設の整備を図るもの
- シ 児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るもの
- ス 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 116 号。以下「基本指針」という。)を踏まえ、重症心身障害児及び医療的ケア児が、身近な地域で支援を受けられるように障害児通所支援の充実を図るもの
- セ 文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの
- ソ 利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの

## 就学前教育・保育施設整備交付金により施設整備を行う保育所等について

子育て王国課

令和5年度に、「就学前教育・保育施設整備交付金」を活用し、保育所等の施設整備を以下のとおり実施しています。

(参考) 交付金概要

名称	就学前教育・保育施設整備交付金
実施主体	市町村
対象施設	保育所、認定こども園、小規模保育事業所
対象事業	創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、防音壁整備、防犯対策強化
補助率	国1/2、市町村1/4、事業者1/4 ※新子育て安心プランに参加する場合（創設、増築、増改築のみ） 国2/3、市町村1/12、事業者1/4

### 1. 五千石保育園（米子市）

#### ア 事業計画

施設名	五千石保育園（保育所）
整備区分	大規模修繕（複数箇所まとめて）
所在地	鳥取県米子市八幡715-1
設置主体	社会福祉法人米子福祉会
定員	90人
整備概要	築30年以上経過し、全体的に老朽化が進む園舎について、児童の安全を考慮し、バルコニー、トイレ等複数箇所の修繕を行う。
事業期間	令和5年8月～令和5年12月

#### イ 事業費（見込）

（単位：千円）

事業費	内訳		
	補助金額		自己財源
	就学前教育・保育施設整備交付金	市費	
31,900	15,166	7,583	9,151

### 2. ひまわり保育園（倉吉市）

#### ア 事業計画

施設名	ひまわり保育園（保育所）
整備区分	改築
所在地	（移転前）鳥取県倉吉市みどり町3180-1 （移転後）鳥取県倉吉市余戸谷町2971-7
設置主体	社会福祉法人ひまわり福祉会
定員	60人
整備概要	現在の園舎が土砂災害警戒区域に立地していることから、市から譲与を受けた旧保育所（旧倉吉西保育園）を利活用して移転するため、移転先の園舎について全面改築を行う。
事業期間	令和5年8月～令和6年5月

## イ 事業費（見込：令和5年度）

（単位：千円）

事業費	内訳		
	補助金額		自己財源
	就学前教育・保育施設整備交付金	市費	
99,506	49,753	24,876	24,877

## 3. 夕日ヶ丘保育園（境港市）

## ア 事業計画

施設名	夕日ヶ丘保育園（保育所）
整備区分	大規模修繕
所在地	鳥取県境港市夕日ヶ丘1-66
設置主体	社会福祉法人はまなす会
定員	70人
整備概要	衛生環境の改善及び更衣・脱衣スペース確保のため、トイレの床の乾式化、更衣スペースづくりを行う。
事業期間	令和5年9月～令和6年1月

## イ 事業費（見込）

（単位：千円）

事業費	内訳		
	補助金額		自己財源
	就学前教育・保育施設整備交付金	市費	
21,714	6,050	3,025	12,639

## 4. 外江保育園（境港市）

## ア 事業計画

施設名	外江保育園（保育所）
整備区分	大規模修繕
所在地	鳥取県境港市外江町1770-1
設置主体	有限会社育成
定員	85人
整備概要	築39年が経過し、全体的に老朽化が進む園舎について、部屋の区画の見直し及び修繕を行うとともに、冷暖房システムの整備を行う。
事業期間	令和6年2月～令和6年12月

## イ 事業費（見込：令和5年度）

（単位：千円）

事業費	内訳		
	補助金額		自己財源
	就学前教育・保育施設整備交付金	市費	
26,664	13,090	6,545	7,029

## 5. 防犯対策強化整備事業

当該交付金を活用し、以下のとおり施設の防犯対策強化を実施しています。

(単位：千円)

市町村名	施設名（施設種別）	整備区分	事業費		整備内容
				内交付金	
鳥取市	認定こども園鳥取第一幼稚園（幼稚園型認定こども園）	防犯対策の強化に係る整備	419	209	防犯カメラ設置
米子市	ベビーエルル R431 加茂（小規模保育事業所）		5,610	2,805	外壁の取替改修

(参考) 防犯対策強化整備事業の対象は非常通報装置・防犯カメラの設置や外構等（フェンスやブロック塀等）の設置・修繕等。

## シン・子育て王国とっとり計画の策定について

子育て王国課

- 令和5年4月1日に、こども基本法が施行され、併せてこども家庭庁が発足。令和5年末には法に基づく『こども大綱』が策定された。
  - ・こども大綱は、「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一本化し、子ども政策の基本的な方針や重要事項を定めるもので、12月22日に閣議決定された。
  - ・こども大綱に係る具体的な取組は、こども政策推進会議において「こどもまんなか実行計画（仮称）」として策定される予定
  - ・都道府県こども計画の策定は、こども基本法において努力義務とされている

[参考：こども基本法（抜粋）]

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 本県では既存のこども関連3計画を包括的に見直し一体のものとして『シン・子育て王国とっとり計画（仮称）』（以下「シン計画」という）として策定する。

[本県の子どもに関する各計画の状況]

計画名 [計画期間]	法令根拠	主な内容	審議機関
子育て王国とっとり推進指針 [R2～6]	次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法	子育て施策の内容、実施方法	子育て王国とっとり会議
とっとり若者自立応援プラン [R5～9]	子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者の巣立ちを応援、困難な状況からの自立を支援	鳥取県青少年問題協議会
鳥取県子どもの貧困対策推進計画 [R2～6]	子どもの貧困対策の推進に関する法律	切れ目のない支援早期把握・支援の推進、関係機関と連携した取組推進	子育て王国とっとり会議

※子育て王国とっとり会議は、子育て王国とっとり条例に基づき、県の子育て支援施策の内容、実施方法を示す指針等に意見を述べ、条例の施行に関する重要事項について調査審議するため設置。

- 今年度中のシン計画策定に向けて、今後以下のとおり進めていく予定。
  - ・2月～3月 パブリックコメント結果（実施期間：12/20～1/15、結果は別添のとおり）、こども大綱及びこども未来戦略を勘案した計画の素案及び最終案を子育て王国とっとり会議等で審議
  - ・3月下旬 シン計画の策定
- なお、シン計画に取り入れるため、子ども・若者・子育て中の方など当事者の意見聴取やウェブ上の応募フォームによる意見収集を行った（7月～10月に実施、別添参照）

## シン・子育て王国とっとり計画骨子案に係るパブリックコメントの実施結果について

子育て王国課

このたび「シン・子育て王国とっとり計画」の策定に当たり、骨子案に対するパブリックコメントを実施しましたので、その結果を報告します。

今回頂いた意見や子育て王国とっとり会議等の意見を踏まえ、3月中をめどに計画を策定する予定です。

### 1 募集期間

令和5年12月20日（水）から令和6年1月15日（月）まで

### 2 受付意見数

108件（55名）内訳は下表のとおり

単位：件（名）

郵送	ファックス	電子メール	意見募集箱 (県民参画協働課・ 総合事務所等)	電子申請 サービス	計
1 (1)	4 (2)	24 (5)	0※ (0)	79 (47)	108 (55)

※各市町村の意見募集箱に応募があったものが追加になる場合がある

### 3 主な意見と対応方針

<対応方針区分>計画に反映（○） 対応不可（×）

	意見概要	対応方針	
保育料・ 保育 ニーズ	3歳未満児の保育料を第1子から無償化してほしい。	引き続き、市町村や保育現場の意見を踏まえながら、本県独自の更なる保育料の軽減策について検討を進める。	○
	育休から復帰したが、子の体調不良による仕事への影響が大きい。病児保育などの拡充、手続きの簡素化を切に願う。	市町村や利用者等の意見を踏まえながら、利便性の向上について検討する。	○
	一時預かり利用時の登録（病院受診、各園への空き状況の確認・申込等）について、施設予約サービス等の一覧で調べられるようにしてほしい。	市町村や利用者等の意見を踏まえながら、利便性の向上について検討する。	○
	保育士の待遇改善、職場環境改善及び園のマネジメントの質の向上が必要。	市町村と連携して保育人材不足を解消する取組を進めるとともに、鳥取県独自の加配制度による配置基準改善、保育現場の負担軽減を図り、多様な保育ニーズに対応していく。処遇改善については引き続き国に働きかけていく。	○
産後 ケア 等	産後ケア施設の運営が大変なので、支援をお願いしたい。	どこに住んでいても産後ケアを受けられるよう、十分な産後ケア施設や助産師の確保に向けて市町村等と協調しながら取り組んでいく。産後の女性がためらわず産後ケア等の支援を受けるための環境を整備していく。	○
	以下の点など産後ケアを充実してほしい。 ・産後ケアがあることをもっと周知してほしい ・利用したいときに予約が取れないので施設数を増やしてほしい ・利用時の申請手続を簡単にしてほしい ・誰もが利用できるよう利用のハードルを下げてほしい ・無償で利用できる対象期間を広げてほしい		
	多胎児の家族への支援を充実してほしい（一時預かり利用時の補助、優先的な予約枠の確保、産後ケア利用上限数の増・対象期間延長など）	市町村の意見や施設の利用状況を踏まえながら、支援の充実を検討していく。	○
妊娠	若いうちからプレコンセプションケアについて知っておけばよかった。自分の大切さ、相手を思いやる大切さなど、性教育の視点も入れていただきたい。	県助産師会の協力を得て、性別を問わず、早い段階から性や妊娠に関する正しい知識を得られるよう、引き続き普及啓発や相談支援を行う。	○
	不妊治療の保険適用外の治療（着床前検査など）の支援、保険適用時の自己負担額軽減の助成金をお願いしたい。	不妊治療の経済的負担の更なる軽減を図るとともに、不妊治療に係る保険適用の範囲の拡充を国に働きかける。	○

	意見概要	対応方針	
子どもの居場所	放課後児童クラブの利用上限が6年次まで拡大され大変助かったのですが、取組を継続してほしい。支援員が慢性的に不足しているが、学校後の生活時間の主要部分になるので、質を上げることが大事。	市町村や利用者等の意見を踏まえながら、放課後の子どもの居場所づくりを推進していく。	○
	児童館は子育て支援の拠点の一つであるべきだが利用が低調。制度とニーズのミスマッチが検証されず、放置されている。	親子の交流拠点や居場所として活用されるよう、利用者の声を聞きながら、市町村を通じて支援していく。	○
	廃校、機能縮減される公共施設及び空き家を活用して、屋内の子どもの居場所を充実してほしい。	地域の資源・人材を活用しながら、安全で安心な子どもの居場所を充実させていく。	○
不登校	フリースクールは登校に困難を感じる生徒に寄り添った指導を期待されている。ガイドライン準拠の認定後も監査等により質の向上をお願いしたい。	子どもの成長にふさわしい安全・安心な居場所づくり、多様な学びの場の確保を進めていく。(フリースクールについて、ガイドライン準拠の認定後も、適切な学びが提供されるよう、訪問指導、助言等を行っていく。)	○
教育	アイデンティティ形成の一つとして、子どもたちが自分の地域を誇れる教育を取り入れてはどうか。自分のふるさとの魅力に気づき安心感や誇りをもたせることで、進学のため都市部へ転出した子どもたちも将来鳥取へUターンしたいと考えるきっかけになると思う。	地域の特色、身近な自然や文化・伝統に親しむ遊びや学びをとおして、自分の住む地域のすばらしさや魅力を知り愛着をもつ「ふるさとキャリア教育」を推進していく。	○
	「子ども真ん中社会の実現」に繋がると考えるので、学童期・思春期の取組の前文に「子ども自身が考え・企画・行動する機会を増やすこと」を追加し、「子ども参画型の鳥取県を目指す」との内容表現をしていただきたい。	学童期・思春期の取組の基本的な方向性であり、前文に記載する。	○
	物価高騰で学校給食を取り巻く状況が厳しいが、人間にとって美味しさや土地への親しみを感じながら摂る食事ほど大切なものはないので、学校給食の充実と温かみのある食育を推進してほしい。	地場産物を活用した学校給食の実施とともに、児童生徒がふるさとの良さを知り、ふるさとを想う心を育むよう、食育の推進を図る。	○
障がい	発達障がいの子どもの持つ親が講習を受けてペアレントメンターになるが、活動の場が無いと聞くので、活躍場所を設定してほしい。	ペアレントメンターの活動促進が図られるよう周知を行い、活躍の場の確保に努める。	○
育児休業	夫の職場は育児休業を取りたいと言える雰囲気はなく、誰1人と育休を取得していない。企業によって状況に大差があるが、県内のすみずみの企業まで男性の育休取得推進を呼びかけほしい。	男性従業員の育休取得に取り組む企業に対する専門家による助言・伴走支援や奨励金支給を行い、男女問わず子育てしやすい職場環境整備を支援する。また、「男性の育児休業取得が当たり前」の機運醸成を高めるため、県民・企業を対象とした普及啓発を行う。	○
結婚支援	行政が婚活支援を行うことは、結婚の自由や個人の価値観に行政が関与するということになる。行政が行う官製婚活、婚活支援は今すぐやめるべき。	結婚を望む方も望まない方も尊重しながら、望む方に対し、出会いの機会の創出、婚活支援を行っていく。	×

子育て等支援策に係る子ども・若者・子育て中の方等当事者からの主な意見

＜当事者からの意見収集の状況＞

意見総数：583件（内訳は以下のとおり）

- ・ウェブ応募フォームへの投稿：226件（応募フォーム設置期間：7/11～10/31）
- ・訪問による意見聴取：204件（小中高校及び聾学校の児童生徒、子ども食堂利用者、児童養護施設入所者、大学生・若手社会人、子育て支援拠点利用者、産後ケア施設利用者から聴取り）
- ・その他（メール、FAX、応募用紙、イベント）：153件

区分		意見
1	遊び場	<p>雨・雪の日、夏の暑い日に子どもを遊ばせる場所がなく困っている。室内の遊び場を増やしてほしい。鳥取市は博物館、わらべ館、こどもの国があるが、米子市は子どもを遊ばせる施設が少ない。中部はなしっこ館があるが、キッズコーナーは狭い一画のみ。</p> <p>放課後や夏休みのような長い休みの時に子どもだけでも安心して遊べる場所、学校の縛りもあるので校区内でそんな場所があるといい。</p> <p>公園の遊具の種類が増えたり、砂場があると公園をもっと頻繁に利用できる。近所のママ達と交流もできるので、公園を通して育児などいろんな話ができるママ友の出会いの場になったら嬉しい。</p>
2	相談・交流拠点	<p>地域の交流拠点となると公民館になるが、公民館の行事は年齢層が高い方が集まるものが中心で、色々な年代が交流する感じではない。学校の隣に公民館があるので、うまく交流できると今後の街づくりとか暮らしやすさに、互いに作用すると思う。</p> <p>東京に住んでいたときは、子育て支援センターで昼食をとることができ、周りの人とのやり取りもあったので、すごくいい感じで過ごせた。施設内で無料のワークショップや自主サークル主催の講座等もあり、託児もあって皆が気軽に利用でき、その間はちょっと子どもとも離れられて、自分の生活を俯瞰して振り返れるので、すごくよかった。</p>
3	保育	<p>手続 就労認定や無償化の書類が複雑でよく間違える。手続を簡素化してほしい。</p> <p>対象 保育園や幼稚園の途中入園が非常に出来にくい。きょうだい別々の保育園や幼稚園になり困っている方が沢山いる。</p> <p>仕事を探している人、働いていない人も気軽に保育園に預けられるようにしてほしい。</p> <p>一時保育 一時保育を利用するときに、自分で預け先を探して電話で空きを確認しないといけないが、慣れた人が予約開始された時点で押さえていて、すぐに一杯になる。預けようと思ってもその日は無理と言われることが何回もあり、結局利用したことがない。</p> <p>1歳未満の子どもを対象とした一時預かり施設を増やしてほしい。近隣市町村も一時預かりは市内在住者に限定していて使えない。</p> <p>病児保育 病児保育の場所をもっと増やしてほしい。病児保育、病後児保育に何軒か電話をしたが、いずれも定員オーバーで利用できなかった。結局母親が仕事を休んで家で子どもを見ろと社会全体に言われている気がした。</p>
4	子どもの居場所	<p>学童保育 学童に小学校3、4年生頃まで入れてもらえると安心して働ける。定員、規模、先生の数などを増やすことを考えてほしい。</p> <p>長期休みの学童について、朝の預けられる時間を早くしてほしい。共働きの場合、学童の時間が19時までならとても助かる。</p> <p>共働きでやっと普通の生活ができるレベル。学童はあるがお金がかかる。利用料も市内で大きく違う。なんとかならないものか。</p> <p>自習スペース 公民館や児童館に中高生が勉強できるスペースや行きやすい環境があればいい。</p> <p>図書館は夜7時で閉まるので、夜9時まで空いているようなところがあれば。駅周辺で、待ち時間に行けるような場所があるとよい。</p> <p>駅の近くとかでwi-fiがつながりディスカッションができる24時間使える自習スペースがあればいい。図書館などでは「静かにしてください」と言われてできない。</p>



## 平成 30 年 12 月に発生した県立皆成学園入所児童の死亡事案の検証について

子ども発達支援課

平成 30 年 12 月 28 日に県立皆成学園入所児童（当時 18 歳）が、入浴中にてんかん発作を起こしたことにより死亡（溺死）した事案については、鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会「児童支援部会」において検証する。

### 1 死亡事案の概要

- ・皆成学園の入浴サービス提供マニュアルにおいては「てんかん発作がある利用児童は、特に浴槽内につかっているときには目を離さないようにする」ことになっていたが、当該児童は入所以降に入浴中でのてんかん発作がなく、日中も直近 2 ヶ月間程度は発作がなかったことから、11 月 16 日から浴室外での見守り支援に変更していた。
- ・12 月 28 日は当該児童が一人で入浴しており、入浴時間が終わっても浴室から出てこなかったため、職員が外から声をかけるも返答がなく、浴室を確認したところ、浴槽内でうつ伏せ（心肺停止状態）の児童を発見。職員が心臓マッサージ、人工呼吸、AED による蘇生を試みるも、救急車で病院へ搬送後、児童の死亡が確認された。

### 2 再発防止策と現状

- ・死亡事案後に関係機関（皆成学園、子ども発達支援課、嘱託医）による検討会を 1 回開催（H31.3.29）し、てんかん発作等がある児童の入浴の際は、入浴サービス提供マニュアルを遵守し、常時見守りを実施することを園内で周知、徹底した。  
【現状】てんかん発作のある児童の入浴の際は、必ず職員が浴室内で見守りを実施。主治医の意見を踏まえ、体調が悪い際はシャワー浴または入浴を中止している。
- ・平成 31 年 3 月にてんかんの基本的な対応についてまとめた「てんかんの支援について」を作成し、てんかん発作の基本的事項を職員に周知するとともに、園内研修を毎年実施することとした。

### 3 死亡事案を非公表とした経緯等

- ・当時、死亡事案の公表について保護者の意向を確認したところ、公表されることを望まれなかったことから、非公表とした。
  - ・令和 5 年 8 月、皆成学園に保護者から当時の状況等について説明を求める連絡があったことから、保護者と面談し、県として誠実に対応していくことをあらためて説明した。その後、死亡事案への対応について協議を重ねる中で、公表について了解が得られた。
- ⇒県議会福祉生活病院常任委員会（11 月 30 日開催）に死亡事案と今後の対応を報告。  
⇒県社会福祉審議会児童福祉専門分科会（12 月 7 日開催）に死亡事案を報告し、児童支援部会で死亡事案を検証することを決定。

### 4 死亡事案の検証スケジュール（想定）

- 令和 6 年 1 月 31 日 児童福祉専門分科会の開催（臨時委員の追加を報告）  
2 月 1 日 社会福祉審議会の開催（児童支援部会で検証することを報告）  
2 月中旬 児童支援部会（第 1 回）の開催（死亡事案の検証開始）  
（ 児童支援部会（第 2 回～）の開催（死亡事案の検証）  
児童支援部会（最終回）の開催（報告書のとりまとめ）

## 5 児童支援部会で検証すべき論点

福祉生活病院常任委員会での指摘及び児童福祉専門分科会から提案のあった以下の論点を含め、児童支援部会の議論を踏まえて決定。

○常任委員会での指摘	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の対応の仕方（遺族への対応が適切であったのか）</li> <li>・情報公開の在り方（遺族の意向による非公表の適否）</li> </ul>
○児童福祉専門分科会からの提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援方法の変更に係る意思決定過程に問題はなかったか</li> <li>・死亡事案の非公表に係る検討が十分になされていたか</li> <li>・死亡事案を第三者が検証すべきではなかったか</li> <li>・死亡事案発生後の遺族への対応が十分であったか</li> </ul>

## 6 児童支援部会の委員構成

区分	氏名	分野
委員	菅田 理一	学識経験者（幼児教育）
	田中 俊幸	民生委員
	徳岡 洋子	児童養護施設長
	加藤 由利	母子生活支援施設職員
	森田 明美	育み協会理事
	橋本 浩之	行政関係（鳥取市部長）
臨時委員 （予め指名）	渡邊 大智	弁護士
臨時委員	田村 和宏	県外学識経験者（障害児者福祉） 立命館大学産業社会学部教授 こども家庭庁「こども家庭審議会障害児支援部会」委員 厚生労働省「障害児通所支援に関する検討会」委員長、「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」座長ほか
	前垣 義弘	医師（脳神経科医） 鳥取大学医学部脳神経小児科学分野教授

※臨時委員（予め指名）の大谷英之医師（小児科医）については、死亡児童が当時18歳であったこと、てんかんは専門外であることから、本死亡事案の検証には参加しない。

※部会長は、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。（鳥取県社会福祉審議会規程第3条第5項）